

教育委員会職員の懲戒処分に係る公表について

教育委員会が懲戒処分を行ったときは、人事管理に関する透明性を高め、もって市の教育行政への市民の信頼の確保を図るため、次のとおり市議会、報道機関等への情報提供（以下「公表」という。）を行うこととする。

1 公表の対象とする処分

公表の対象とする処分は、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）とする。

2 公表の対象とする処分の例外

(1) 懲戒処分を行った場合で、被害者若しくはその保護者等がその事件を公表しないよう求め、又は公表することにより被害者が特定される可能性が高いと見込まれ、当該被害者のプライバシー等の保護が十分果たせなくなる恐れがあるときは、当該保護を優先することとするため、懲戒処分であっても公表しないこととする。

(2) 懲戒処分に至る経過として行った分限処分（以下「経過として行った分限処分」という。）は、公表することができるものとする。

(3) 懲戒処分と同時にを行った管理監督者の責任を問う懲戒処分以外の文書訓告等の処分（以下「管理監督者への処分」という。）は、公表することとする。

3 公表及びその内容

(1) 公表する内容は、懲戒処分（経過として行った分限処分を含む。）又は管理監督者への処分を受けた職員の職位（係員、係長、課長、部長等の別をいう。）又は職名（教諭、教頭、校長等の別をいう。）、年齢、性別、処分内容、処分理由及び処分年月日とする。

ただし、学校に勤務する職員については、所属する学校名（職務遂行に係る事案以外の事案にあつては、所属する学校の所在区名及び校種）についても併せて公表するものとする。

(2) (1)の一部のみをもって公表することにより 2 (1)の趣旨を妨げないときは、当該一部の内容をもって公表することとする。

(3) 刑事事件で現行犯逮捕され、所管庁が既に氏名等を公表している等の状況があるため、公表することにより懲戒処分を受けた職員が特定される場合であっても、公表することとする。この場合において、氏名及び勤務の状況についても公表できるものとする。

(4) 管理監督者への処分を受けた職員が特定の職にある者で、個人が特定される場合であっても、公表することとする。

4 公表する時期等

(1) 懲戒処分を行ったときは、教育委員会への報告後に速やかに公表することとする。

- (2) 経過として行った分限処分及び管理監督者への処分の公表は、懲戒処分の公表と同時にを行うこととする。
- (3) 公表は、3 (1)又は(2)の内容を記載した書面をもって行うこととするが、必要な場合は、説明の機会を設けて行うこととする。
- (4) 学校における体罰など社会的影響の大きい事案や学校に勤務する職員が逮捕された事案については、捜査上の支障がある場合や被害者側の人権に特別の配慮を要する場合等を除き、懲戒処分を行う前であっても、教育委員会として事実の確認ができた段階で、処分時に準じた内容を速やかに公表することとする。

5 公表の実施等

1 から 4 までの公表に関する事項については、平成 14 年 12 月 16 日から実施し、同日以降懲戒処分した事例から適用することとする。

(3 (1)ただし書き及び4 (4)は、平成 16 年 6 月 14 日改正)